

雇用関係助成金のお知らせ

ご案内

雇用関係助成金の財源

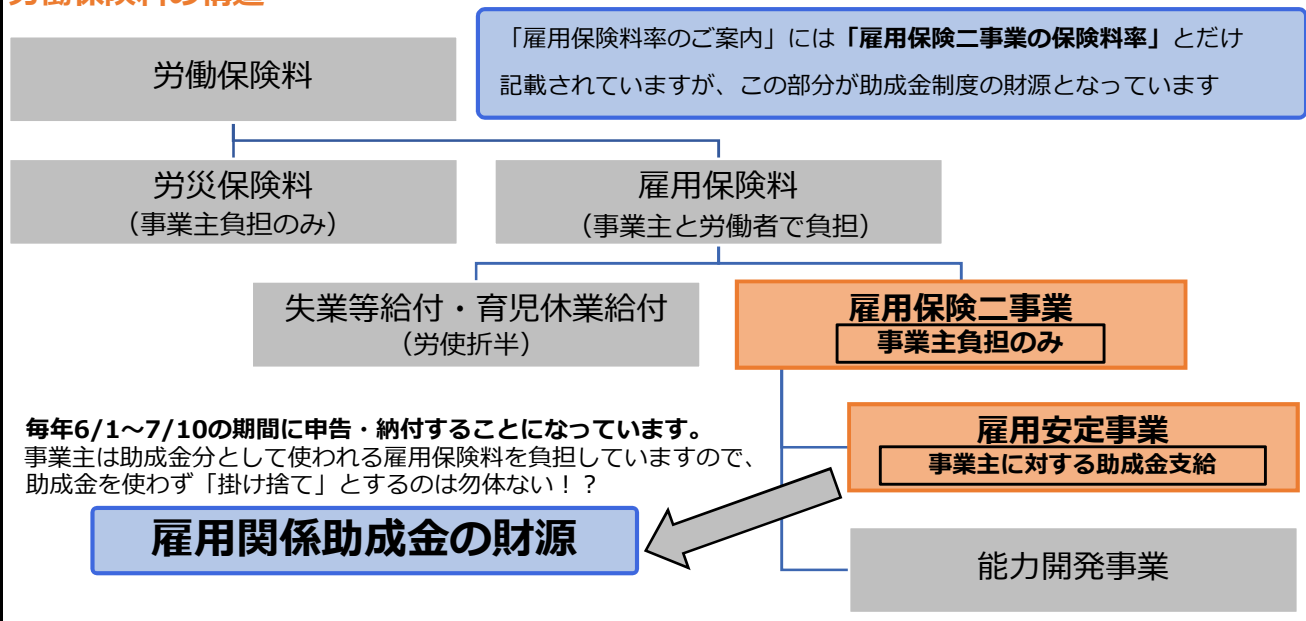
財源は雇用保険料

労働保険料は、雇用保険料と労災保険料に分類されますが、雇用関係助成金の財源は、雇用保険料のうち「雇用保険二事業分」です。

「雇用保険二事業」のうち、「雇用安定事業」が助成金の支給に関する事業であり、リストラ、労働者の採用・能力開発等の事業主側に起因する雇用管理上の課題について、助成金を活用して解決を図ることは、結果として事業主の利益に繋がるため、事業主のみが保険料を負担することになっています。

雇用関係助成金が支給決定されれば、納付した雇用保険料が還元されることとなりますので、制度への理解を深め、積極的に活用してみたいはいかがでしょうか。

労働保険料の構造



助成金は受給できる期間や回数に関する制限がクリアしやすい

事業主が支給対象となる雇用関係助成金については、財源を同じくする失業等給付とは異なり、受給できる期間や回数に関する制限はそれほど厳しくありません。要件を満たせば、短期間に種類の異なる助成金を複数回受給することも可能です。

○**休業させた時（雇用調整助成金）** 制限：1年間受給後引き続く1年間は受給不可

⇒ 通常、それほど長期的に休業させることは考えにくい

※コロナ禍では特例によりこの制限が廃止されていました。

○**正社員化した時（キャリアアップ助成金）** 制限：1年度あたり20人分まで

⇒ 通常、1年間の正社員化数は限定的であることが多い

ご案内

中小企業の該当基準

一般的に、中小企業に対する雇用関係助成金の助成率・助成額は、大企業よりも高く定められています。助成金制度上の中小企業とは、下表のとおり、主たる事業ごとに、「資本金の額又は出資の総額」又は「常時雇用する労働者の数」が一定数以下の企業です。下表に該当しない企業は大企業と判断されます。

雇用関係助成金制度における中小企業の該当基準

主たる事業	小売業 (飲食店含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額 又は 出資の総額	5,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下
又は				
常時雇用する 労働者の数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

ご案内

中小企業と大企業の助成率・助成額の比較

中小企業に該当する場合に、大企業と比較して高い助成率・助成額となる助成金の例は次のとおりです。中小企業への支援が特に手厚いことがよくわかります。

中小企業と大企業の助成率・助成額の例

助成金	中小企業	大企業	備考
雇用調整助成金	休業手当相当額の 2/3	休業手当相当額の 1/2	教育訓練実施の場合、中小・大企業共通で1人1日あたり1,200円加算
特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	120万円 (30万円×4期)	50万円 (25万円×2期)	身体・知的障害者(重度以外)を週30時間以上で雇い入れた場合
キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	1人あたり 57万円	1人あたり 42.75万円	有期雇用から正規雇用へ転換した場合
人材開発支援助成金 (事業展開等リスキリング支援コース)	訓練経費の 75%	訓練経費の 60%	訓練期間中の賃金助成は、1人1時間あたり、中小:960円、大:480円
中途採用等支援助成金 (UIターンコース)	採用活動経費の 1/2	採用活動経費の 1/3	パンフ・HP作成費、出張時の宿泊・交通費等を助成(上限100万円)

【予告】次号のテーマは「電子申請」を予定しています
【イベント情報】

採用力・育成力アップセミナー&ミーティング (労働局主催)

7月27日(木) 14:00-17:00 山形テルサにて

令和5年7月20日 ハローワーク米沢発行
メール配信登録も好評受付中

(米沢所公式HP バックナンバーも掲載)

担当: 専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39